

# 桜川市移住支援コンシェルジュ設置業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 趣旨

この実施要領は、桜川市が桜川市移住支援コンシェルジュ設置業務委託（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、受注者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものである。

## 2. 業務内容

### （1）委託業務名

桜川市移住支援コンシェルジュ設置業務委託

### （2）業務内容

別紙「桜川市移住支援コンシェルジュ業務委託 委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。なお、仕様書には、提案にあたり最低限の必要事項を記載しており、仕様書に記載のない事項についての提案を妨げるものではない。

### （3）履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 23 日（火）まで

### （4）見積限度額

2,499,552 円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- （1）桜川市建設工事等入札参加資格審査規程（平成 17 年桜川市告示第 7 号）に規定する競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登載されていること。
- （2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （3）茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 6 年 7 月 14 日付け監第 692 号）又は桜川市建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成 17 年訓令第 36 号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- （4）桜川市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 17 号）第 2 条に規定する暴力団または暴力団員でないこと。
- （5）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。
- （6）複数の企業による共同体で参加する場合は、全ての構成員が（1）から（5）の要件を満たす者であること。

## 4. 実施要領等の公表

本業務の公募と同時に、桜川市ホームページで公表する。公募に係る書類・様式は、市ホームページからダウンロードして入手すること。

〔桜川市ホームページ〕 <https://www.city.sakuragawa.lg.jp/>

※トップページ→「市政情報」→「入札・契約情報」→「公募型プロポーザル情報」

## 5. 参加手続

参加資格を満たし、本プロポーザルに参加を希望する者（以下「提案者」という。）は、仕様書の内容を踏まえ、次の書類を提出すること。

### （１）提出書類

- ア 参加表明書（様式第１号）
- イ 事業者概要書（様式第２号）
- ウ 業務実績書（様式第３号）
- エ 実施体制調書（様式第４号）
- オ 企画提案書（任意様式）
- カ 移住支援コンシェルジュ履歴書（任意様式）
- キ 参考見積書（任意様式）

※ 用紙サイズは A4 版とする。

### （２）提出期限

令和８年８月１０日（月）１７時（必着）

### （３）提出先

「12. 担当部署」へ提出すること。

### （４）提出方法

提出書類を PDF 形式に変換し、電子メールにて添付して提出すること。

※ メールの件名は「【企画提案】桜川市移住支援コンシェルジュ設置業務プロポーザル（事業者名）」とすること。

※ メール１通あたり、ファイル容量 10MB としてください。容量が大きい場合は、分割して送付または大容量ファイル送信サービス等により送付すること。

※ メール送信後、２営業日以内に返信がない場合は、メール到達の有無を電話で確認すること。

## 6. プレゼンテーション審査の実施

### （１）プレゼンテーション審査の内容

プレゼンテーションは、原則として提出された「５．（１）オ 企画提案書」に沿った内容とし、追加の提案説明及び資料配布は認めない。なお、プレゼンテーションで使用する機器（パソコン等）は各自で用意することとするが、プロジェクター、スクリーン、接続用 HDMI ケーブルは市が用意したものを使用すること。

### （２）提出資料

５．（１）のうち、「オ 企画提案書」「カ 移住支援コンシェルジュ履歴書」を印刷したものを各６部持参すること。

### （３）実施日

令和８年８月１８日（火）

※ 時間、場所等の詳細は、提案者に別途連絡する。

※ プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順とする。

### （４）出席者

３名以内とし、説明は本業務に直接関わる者とする。

### （５）所要時間

１提案者あたり 30 分程度（説明 15 分、質疑応答 15 分）とする。ただし、参加表明者数が多数である等により変更することがある。

## 7. 優先交渉権者の選定

### (1) 優先交渉権者の選定方法

- ア 審査委員会が、プレゼンテーションによる説明を受け、別表【評価基準表】に基づき評価を行い、点数の合計が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。
- イ 点数の合計が最も高い提案者が複数あった場合は、見積金額の低い提案者を選定し、見積金額も同額の場合は審査委員会の評決による。
- ウ 提案者が1者の場合でも審査を行い、審査員の評価点の平均点が60点以上の得点であった場合、優先交渉権者として決定する。
- ウ 審査内容及び審査経過については、非公表とする。

### (2) 審査結果

- ア 審査の結果は、すべての提案者に対し電子メールにて通知する。
- イ 優先交渉権者の名称を、市ホームページで公表する。
- ウ 審査結果等についての問合せ及び異議申立ては受け付けない。

別表【評価基準表】

| 項目            | 評価の視点                                                   | 配点  |
|---------------|---------------------------------------------------------|-----|
| 業務理解          | 本市の現状、課題、特性を的確に把握した提案となっているか。                           | 25  |
| 業務実績          | 本業務と同種業務及び類似業務の実績があるか。                                  | 5   |
| 業務体制          | 適切な実施体制となっており、業務内容に必要な経験・能力を有する担当者の配置が予定されているか。         | 15  |
| 提案内容（1）       | 移住相談対応の方法が明確かつ効果的であり、移住検討者が桜川市に移住する可能性の向上が期待できる提案であるか。  | 30  |
| 提案内容（2）       | 移住後のフォローアップが効果的に実施されるとともに、移住後の孤立防止や短期の転出抑制が期待できる提案であるか。 | 20  |
| 事業費           | 費用に対して適切な効果が期待できるか。                                     | 5   |
| 審査委員一人あたりの持ち点 |                                                         | 100 |

## 8. 契約手続き

審査結果に基づき優先交渉権者と業務内容について協議し、随意契約の交渉を行う。なお、業務委託条件、仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがある。

優先交渉権者が辞退したとき、優先交渉権者が資格要件を欠くと判断されたとき、または随意契約の交渉が不調となったときは、次点者と協議し、随意契約の交渉を行う。

また、企画段階で提出された参考見積書は契約金額を保証するものではないため、契約段階において改めて見積書の提出を求めるが、その金額は参考見積書の範囲内の額とする。

## 9. 質問の受付及び回答

### (1) 提出方法

質問書（様式第5号）を作成し、電子メールに添付して提出すること。

※ メールの件名は「【質問】桜川市移住支援コンシェルジュ設置業務プロポーザル（事業者名）」とすること。

### (2) 受付期限

令和8年7月30日（木）17時（必着）

### (3) 回答方法

提出された質問への回答は、全ての質問を取りまとめ、令和8年8月3日（月）17時まで

に市ホームページに掲載する。なお、(1) 以外の方法による質問は一切受け付けない。

## 10. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに関する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (3) 提出された参加表明書、企画提案書及び関係資料は返却しない。なお、著作権は提案者に帰属する。
- (4) 提出期限以降における参加表明書、企画提案書及び関係資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 本プロポーザルのために市から受領した資料は、市の了解なく公表、使用してはならない。

## 11. スケジュール

次に示すとおりとする。ただし、場合により変更することがある。

| 日時               | 項目                | 備考                         |
|------------------|-------------------|----------------------------|
| 令和8年7月13日(月)     | 手続開始              | 市ホームページに掲載                 |
| 令和8年7月30日(木) 17時 | 質問書の提出期限          | 電子メール                      |
| 令和8年8月3日(月) 17時  | 質問書への回答           | 市ホームページに掲載                 |
| 令和8年8月10日(月) 17時 | 参加表明書・企画提案書等の提出期限 | 電子メール、郵送または持参              |
| 令和8年8月18日(火)     | プレゼンテーション審査       |                            |
| 令和8年8月19日(水)     | 優先交渉権者の決定         | ・電子メールにより通知<br>・市ホームページに掲載 |
| 令和8年8月20日(木)     | 優先交渉権者との協議        |                            |
| 令和8年9月上旬         | 契約締結              |                            |

## 12. 担当部署

桜川市総合戦略部ヤマザクラ課

〔住所〕〒309-1293 茨城県桜川市羽田1023番地

〔電話番号〕0296-58-5111(代表)

〔メールアドレス〕yamazakura\_s@city.sakuragawa.lg.jp